

須坂市公告第 61 号

次のとおり公募型プロポーザル方式による特定手続きを行うため、提案の応募希望者を公募する。

2025 年 5 月 2 日

須坂市長 三木 正夫

1 事業名

須坂市DX推進計画策定等支援業務委託

2 目的

本市はデジタル技術を有効活用し、市民生活の質を向上させるための「DX 推進計画」を策定し、令和 7 年度中に DX 推進のための具体的な事業の検討を開始することを目指している。

本業務は、専門的知識及び経験を有する外部の専門組織等に、本市に伴走しながら DX 推進戦略の策定支援並びに本市において実施すべき DX 推進に係るアドバイザリー支援業務を委託するものである。

3 事業期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日まで

4 参加資格

提案書提出に関する事業者の参加資格は、以下の実績を有することとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込時点において、須坂市物品購入等入札参加資格者名簿に登録があり、本市より入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体

- 並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 他自治体で本事業に類する事業の実績があること。
- (7) 消費税及び地方消費税等について滞納がないこと。

5 参加申込書の提出

- (1) 提出期限は、2025年5月21日（水）午後5時までとする。（郵送の場合は期限までの必着とする）
- (2) 提出物
- ◆ 参加申込書
 - ◆ 消費税、地方消費税等の納税証明書の写し

6 その他

詳細は「須坂市DX推進計画策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照してください。

上記参加申請書及び募集要領を必要とされる方は、電子メールにて下記までご連絡ください。

7 応募先及び問い合わせ先

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂 1528 番地の1
須坂市 総務部 政策推進課
TEL 026-248-9017（政策推進課直通）
FAX 026-246-0750
E-mail digital@city.suzaka.nagano.jp